

表 5-8 (地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。  
令和2年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 59,451千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,877,912千円

(単位:千円)

大区分	小区分(事業)	令和2年度 決 算 額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国道支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
1	社会福祉							
	社会福祉総務費	273,000	174,375		2,494	8,018	88,113	
	老人福祉費	40,075	1,320		5,998	2,732	30,025	
	児童福祉総務費	36,839	2,663		22,616	964	10,596	
	母子福祉費	1,639	705		30	75	829	
	保育所費	942,295	5,786	689,200	101,478	12,164	133,667	
	その他社会福祉費	98,690	46,214	9,400	488	3,552	39,036	
	小 計	1,392,538	231,063	698,600	133,104	27,505	302,266	
2	社会保険							
	国民健康保険事業特別会計繰出事業	63,781	23,299			3,377	37,105	
	介護保険事業特別会計繰出事業	135,585	12,047			10,305	113,233	
	後期高齢者医療対策事業	111,100	21,860			7,444	81,796	
	小 計	310,466	57,206	0	0	21,126	232,134	
3	保健衛生							
	保健衛生総務費	39,052	2,283	9,200	685	2,242	24,642	
	健康増進事業費	10,506	2,190		692	636	6,988	
	予防費	13,222	4,212			752	8,258	
	診療所費	112,128	435	20,500	5,000	7,190	79,003	
	小 計	174,908	9,120	29,700	6,377	10,820	118,891	
合 計		1,877,912	297,389	728,300	139,481	59,451	653,291	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分して充当している。